総務省自治行政局自治政策課企画第二係 御中 法務省民事局民事第一課法規係 御中

> 郵便番号:〒181-8555 住 所:東京都三鷹市野崎1-1-1 氏名:三鷹市 三鷹市長 清原 慶子 電話番号:tel 0422 45 1151 内線 2150 電子メールアト kikaku@city.mitaka.tokyo.

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく公共サービス実施民間 事業者の要件に関する省令案(概要)

納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令案(概要)

戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令案(概要)

戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共 サービス実施民間事業者における実施に関する省令案(概要)

に関し、以下のとおり意見を提出します。

なお、各省令案(概要)に係る意見の提出先は以下となります。

については、総務省又は法務省

については、総務省

については、総務省又は法務省

については、法務省

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

別紙に記載

注 1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙に記載する場合はページ番号を記載すること。

競争の導入による公共サービスの改革に関する 法律第34条の規定に基づく省令案に対する意見

平成18年7月3日

法務省民事局民事第一課法規係 御中 総務省自治行政局自治政策課企画第二係 御中

三鷹市長 清原 慶子 (公印省略)

標記の件について下記のとおり意見を提出します。

なお、意見提出者名並びに意見内容及び回答内容が公開されることに同意します。

記

- 1 必要な措置を提案する省令
 - 4 戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令案(概要[法第34条第9項関係])

2 意見の内容

提案の概要

第164回通常国会において5月26日に成立した競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号、以下「法」という。)第34条の規定に基づき4つの省令案(概要)が示されているが、これらの省令案は現行の地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成13年法律第120号)に基づく省令である納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令(平成13年総務省令第158号)及び戸籍等の謄本等、登録原票の写し等又は戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの事務の郵便局における取扱いに関する省令(平成13年総務省・法務省令第2号)の「引き写し」の規定となっている。

つまり法第34条の規定による戸籍や住民票等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の民間開放については、現行の市町村と日本郵政公社(郵便局)が協議によって郵便局に委託等を行う方式を基本としていると推察するが、当該業務の民間開放について、三鷹市が提案する、後に述べる「コンビニ等による経由機関方式」が実施できるように必要な省令の規定を行うとともに、省令の公布にあたっては、「市場化テスト」を推進する内閣府とともに、市民・民間事業者・市町村等に対して、本市が提案する「コンビニ等による経由機関方式」が可能となったことを広く周知することを要望する。

「郵便局方式」の問題について

現在の、議会の議決を経て戸籍や住民票の受け渡しを郵便局に委託する方式は、郵

便局の窓口で市民から請求を受付け、それを市町村にファクスで送信し、市町村から返信されてきた戸籍謄本等を郵便局の窓口で即時に交付するものであるが、法第34条の規定に基づき、今後、郵便局以外の事業者が、この方式によって同様の業務を行うことが可能となるものである。しかし、このような「郵便局方式」にはいくつかの必要な条件があり、例えば民間事業者側に市町村長の公印を自動押印する、電子押印機能付の特別のファクスの設置や、戸籍謄本等が複数ある場合は、現行の省令及び省令案の定めるように公印による契印が必要となり、厳重な公印の取り扱いと管理などが求められる。

さらに現行の「郵便局方式」は、市町村の開庁時間内において市町村と郵便局が相互 にファクス等による送信を行い戸籍謄本等の「即時交付」を行うものであり、取扱時間 の拡大による、市民の利便性の向上につながるものではない。

つまり民間事業者側にとっては相当の施設、設備及び人的な体制の整備を条件とするとともに、取扱時間の拡大につながらない「郵便局方式」については、法が施行されたとしても参入や導入を行う民間事業者や市町村が多数出てくるとは考えらないところである。

「コンビニ等による経由機関方式」のメリットについて

そこで法第34条に規定する「住民票や戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し」の他の形式として、民間事業者側は契印の押印等の作成業務には従事せず、「経由機関」として法第34条の規定どおり「受付及び引渡し」のみを行う方式(「コンビニ等による経由機関方式」)が、法の趣旨・目的及び規定にも合致し、また民間事業者・市民・市町村が求めるものであると考え、本市はその導入を提案する。

具体的な例としては、例えばコンビニエンスストア等で受付した戸籍謄本等の請求 書等を市町村に送付し、市町村は契印の措置等も含めてすべての作成作業を行って戸 籍謄本等を完成させてコンビニに送付し、後日取りに来た請求者に引渡す方式である。 つまり戸籍謄本等のその場での「即時交付」は行わないが、深夜など市町村の閉庁時間 においても近所のコンビニで交付の請求ができ、後日、請求者の都合の良い時間に受 け取ることができるものである。

この方式は、民間事業者側にとっても電子押印機能付のファクスの設置や公印の管理、また郵便局のような窓口施設は不要となり、参入がより容易になるといえる。

また、勤労者等が深夜などの時間帯でも、より身近な施設で戸籍や住民票の請求等ができるようになるなど、画期的な市民サービスの向上につながるものである。ちなみに法案の趣旨・目的等を説明した内閣府作成の資料では、「市町村の窓口業務」を「特定公共サービスの対象事業」とするメリットとして、図入りで「土日も含め、受付時間の延長や駅等便利な場所で引渡し」と書かれているが、現行の「郵便局方式」だけでは「受付時間の延長」にはならないのは上記のとおりである。

つまり、本市が提案する「コンビニ等による経由機関方式」は、郵便局や金融機関以外にも、地域の多数の民間事業者の参入が可能になるとともに、市町村にとっても、 その導入によって市民サービスの向上を図ることができる有効な事業スキームであ り、また、法の施行に伴い、多くの国民が市町村の窓口サービスの向上を実感できる 政策であると考える。

省令案の問題点とその対応について

以下、本市の提案する「コンビニ等による経由機関方式」を可能にするために、省令 案の問題点及びその対応を提案する。

法務省の単独省令である、「4 戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令案(概要[法第34条第9項関係])」の「 契印等の措置」については、

「 戸籍等の謄本等が数葉にわたるときは、公共サービス実施民間事業者は、業務従 事者をして、毎葉に委託地方公共団体の長の職印による契印をさせ又は加除を防止 するため必要なその他の措置をさせなければならない。

戸籍の謄本等に掛紙をした場合は、公共サービス実施民間事業者は、業務従事者をして、委託地方公共団体の長の職印で接ぎ目に契印をさせなければならない。」と定めている。しかし、「コンビニ等による経由機関方式」を採用する場合は、契印や加除を防止する措置等は民間事業者でなく当該市町村で行うため、本規定と齟齬が生じることになる。よって本規定に、例えば、前2項に規定する措置を委託地方公共団体が行うときは、同項の規定は適用しない、などの規定を加えることが必要である。

また同省令案の「記載事項証明書に関する特例」の規定については、「コンビニ等による経由機関方式」によって当該市町村が証明書を作成する場合は、戸籍法施行規則第14条第1項ただし書の規定を適用する旨の規定を加えることが必要である。

省令の公布のおける周知について

本市の提案する「コンビニ等による経由機関方式」が可能となるのであれば、現行の郵便局方式に準じた省令が施行されただけでは、一般的に「コンビニ等による経由機関方式」が可能になったと解することはできないと考える。そこで省令の公布にあたっては、「市場化テスト」を推進する内閣府とともに、市民・民間事業者・市町村等に対して、本市が提案する「コンビニ等による経由機関方式」が可能となったことを広く周知することを総務省及び法務省に要望する。

3 担当連絡先

郵便番号 〒181-8555 (事業所番号)

住所 東京都三鷹市野崎1-1-1

所属部署 三鷹市企画部企画経営室

担当者名 一條 義治

電話番号 0422 45 1151 内線2150

FAX番号 0422 48 1419

E-mail kikaku@city.mitaka.tokyo.jp